

会計課における財務会計システム決裁事務
調査結果書（最終報告）

平成 29 年 12 月

不適切な事務処理に関する調査委員会

鎌倉市

はじめに

平成29年鎌倉市議会 6 月定例会において、市議会議員の一般質問により、会計管理者が財務会計システムの I D とパスワードを決裁権限のない部下に教え、決裁処理を行わせていたという不適切な事務処理が判明しました。

これまでに発生した一連の不祥事を受け、市民の皆様の信用と信頼の回復に向け、職員一丸となって全力で取り組んでいる中で、このような事態が生じたことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。

本事案判明後、私を委員長とする「不適切な事務処理に関する調査委員会」において、コンプライアンス推進参与及び第三者による不適切な事務処理に関する検証専門員から助言や指導を得ながら、事実関係の調査と原因の究明及び問題の是正措置を行いました。この結果を、本調査結果書としてまとめ、市民の皆様に報告いたします。

今後、職員の一層のコンプライアンス意識の強化に努め、市民の皆様の信用と信頼の回復に、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

平成 29 年 12 月 19 日

不適切な事務処理に関する調査委員会 委員長

鎌倉市長 松 尾 崇

目 次

はじめに

1	事案の概要と経過	1
2	会計管理者の職務等及び会計事務の流れ	6
3	内部調査について	7
4	検証専門員による所見及び発生原因の考察	12
5	再発防止策について	13
6	本調査のまとめ	14

資料編

1	不適切な事務処理に関する調査委員会の概要	15
2	本事案に関連する法令等	15
3	鎌倉市会計管理者の事務決裁等に関する規程 新旧対照表	19

1 事案の概要と経過

(1) 事案の概要

平成 29 年市議会 6 月定例会一般質問において、市議会議員宛に、次の内容を記した手紙が届いていたことが明らかになりました。

「会計課長が部下に自分のパスワードを漏らし、自分の代わりに支払いの決裁などをやらせています。このような不正を議会で明らかにして、正してください。」

このことについて、直ちに会計管理者（会計課長を兼務）に事実確認をしたところ、自ら決裁すべき支払い事務の一部につき、部下に決裁処理をさせていたことを認めました。

本市では、現在、原則として事務処理は電子決裁で行っており、職員は、庁内システム共通ログイン画面に個人の ID とパスワードを入力してログインすることで、「文書管理システム」、「財務会計システム（※1）」、「庶務事務システム」に接続する仕組みとなっています。

今回判明した不適切な事務処理は、会計事務の決裁権者である会計管理者が、公金の収入・支出等の処理を行うための「財務会計システム」の操作に必要な自己の ID とパスワードを部下に教え、「財務会計システム」の決裁処理を行わせていたもので、「鎌倉市会計管理者の事務決裁等に関する規程」及び「鎌倉市情報セキュリティポリシー」に違反する行為です。

このことから、不適切な事務処理に関する調査委員会において事案の調査を行うこととしました。なお、本調査は、不適切な事務処理に関する検証専門員（以下「検証専門員」といいます。）（※2）から調査方法に関する助言や指導を得ながら実施しました。

※1 財務会計システム

本市では、従前より公金の収入・支出を含む財務事務を行うシステムを導入しています。前システムが稼動していた平成 25 年度までの支出等は、システムから出力された帳票に押印して決裁（承認）を行っていましたが、現行のシステムを導入した平成 26 年度以降の支出等は、電子決裁（承認）となっています。よって、平成 26 年度以降は、会計管理者の ID とパスワードを把握していれば、会計管理者としての決裁（承認）が可能となっています。

※2 検証専門員

不適切な事務処理に関する調査委員会による内部調査について、客観的かつ公正な第三者の立場から検証、助言を行うことを目的に設置しました。

現在は次の3名に委嘱しています。

- 江崎 澄 孝 氏 (元神奈川県警察本部生活安全部長)
- 田 沢 剛 氏 (弁護士)
- 櫻 井 喜久司 氏 (弁護士)

(2) 事案の経過

本事案についての判明から現在に至る経過は、次のとおりです。

○ 平成29年6月16日 (金)

平成29年市議会6月定例会の一般質問において、本事案が指摘され、判明した。即日、指摘のあった処理方法を中止するとともに、会計管理者のパスワードを変更した。

○ 平成29年6月19日 (月)

コンプライアンス推進参与及び各検証専門員に事案概要を報告し、調査に対する協力の依頼をした。

○ 平成29年6月27日 (火)

櫻井検証専門員に事案詳細を説明し、調査に向けた助言を得た。

○ 平成29年7月1日 (土)

事案判明時の会計管理者について、人事異動を行った。

○ 平成29年7月3日 (月)

不適切な事務処理に関する調査部会において、調査内容及びスケジュールについて検討した。

○ 平成29年7月4日 (火)

不適切な事務処理に関する調査部会において、財務会計システムのアクセスログ等の保存内容の確認をシステム事業者へ行った。

○ 平成29年7月6日 (木)

第1回不適切な事務処理に関する調査委員会において、調査内容及びスケジュールについて確認した。

不適切な事務処理に関する調査部会において、引き続き財務会計システムのアクセスログ等の保存内容の確認をシステム事業者へ行った。

- 平成29年7月10日（月）
不適切な事務処理に関する調査部会において、聴き取り調査の事前確認を行った。
- 平成29年7月11日（火）、12日（水）、13日（木）
会計課職員（元会計課在籍者を含む。）12名に対して、聴き取り調査を実施した。
- 平成29年7月12日（水）
不適切な事務処理に関する調査部会において、聴き取り調査の進捗状況の確認及び元会計管理者に対する質問項目を整理した。
- 平成29年7月13日（木）、18日（火）
元会計管理者2名に対して、聴き取り調査を実施した。
- 平成29年7月26日（水）、27日（木）、28日（金）
各検証専門員に市の内部調査の経過報告を行い、個別に意見、助言をいただいた。
- 平成29年8月8日（火）
文書管理システム、財務会計システム、庶務事務システムを対象としたID・パスワードの利用に関する全庁的な調査に着手した。
- 平成29年8月25日（金）
これまでの調査で判明した事実を基に、歴代会計管理者2名の処分について、職員考査委員会に諮問した。
- 平成29年8月30日（水）
第2回不適切な事務処理に関する調査委員会において、調査結果について審議した。
- 平成29年8月31日（木）
職員考査委員会において、職員の処分について審議した。
- 平成29年9月5日（火）
歴代会計管理者2名の処分について、職員考査委員会による答申を得た。

○ 平成29年9月12日（火）

職員考査委員会の答申に基づき市として処分を決定し、歴代会計管理者2名に対し行政措置を行った。

不適切な事務処理に関する調査部会において、ID・パスワードの利用に関する実態調査の進捗状況を確認した。

本事案については、決裁権者が自己のID・パスワードを第三者に教え、決裁権限のない職員に決裁行為を行わせていたという点が、会計課にとどまらず全庁的な問題であると受け止め、同様の事例がないか別途調査が必要であると判断したため、ID・パスワードの利用に関する実態調査を行いました。なお、その調査結果については、別紙「ID・パスワードの利用に関する実態調査結果書」として取りまとめました。

○ 平成29年10月3日（火）

不適切な事務処理に関する調査部会において、会計管理者の事務決裁等に関する規程の見直しについて検討した。また、ID・パスワードの利用に関する実態調査の進捗状況を確認した。

○ 平成29年10月18日（水）

不適切な事務処理に関する調査部会において、ID・パスワードの利用に関する実態調査の進捗状況を確認した。

○ 平成29年11月2日（木）

不適切な事務処理に関する調査部会において、会計管理者の事務決裁等に関する規程の見直しについて検討した。

○ 平成29年11月10日（金）

不適切な事務処理に関する調査部会において、今後のスケジュール及びID・パスワードの利用に関する実態調査の進捗状況を確認した。

○ 平成29年11月14日（火）

鎌倉市会計管理者の事務決裁等に関する規程を一部改正した。

○ 平成29年11月22日（水）

第3回不適切な事務処理に関する調査委員会において、会計課における財務会計システム決裁事務調査結果書及びID・パスワードの利用に関する実態調査結果書について確認した。

○ 平成29年11月24日（金）

不適切な事務処理に関する調査部会において、ID・パスワードの利用に関する実態調査結果書について確認した。

○ 平成29年11月29日（水）

不適切な事務処理に関する調査部会において、ID・パスワードの利用に関する実態調査結果書について確認した。

○ 平成29年12月18日（月）

第4回不適切な事務処理に関する調査委員会において、会計課における財務会計システム決裁事務調査結果書及びID・パスワードの利用に関する実態調査結果書について確認した。

2 会計管理者の職務等及び会計事務の流れ

(1) 会計管理者の職務等

地方自治法第 168 条では、普通地方公共団体は、市長部局の職員の中から会計管理者を 1 名任命するものと規定されています。また、会計管理者の職務権限や補助職員についても同法で規定しています。

本市においては、会計管理者として次長級職員を配置しており、会計管理者の事務を補助させるために会計課を設置して、必要な職員を配置しています。

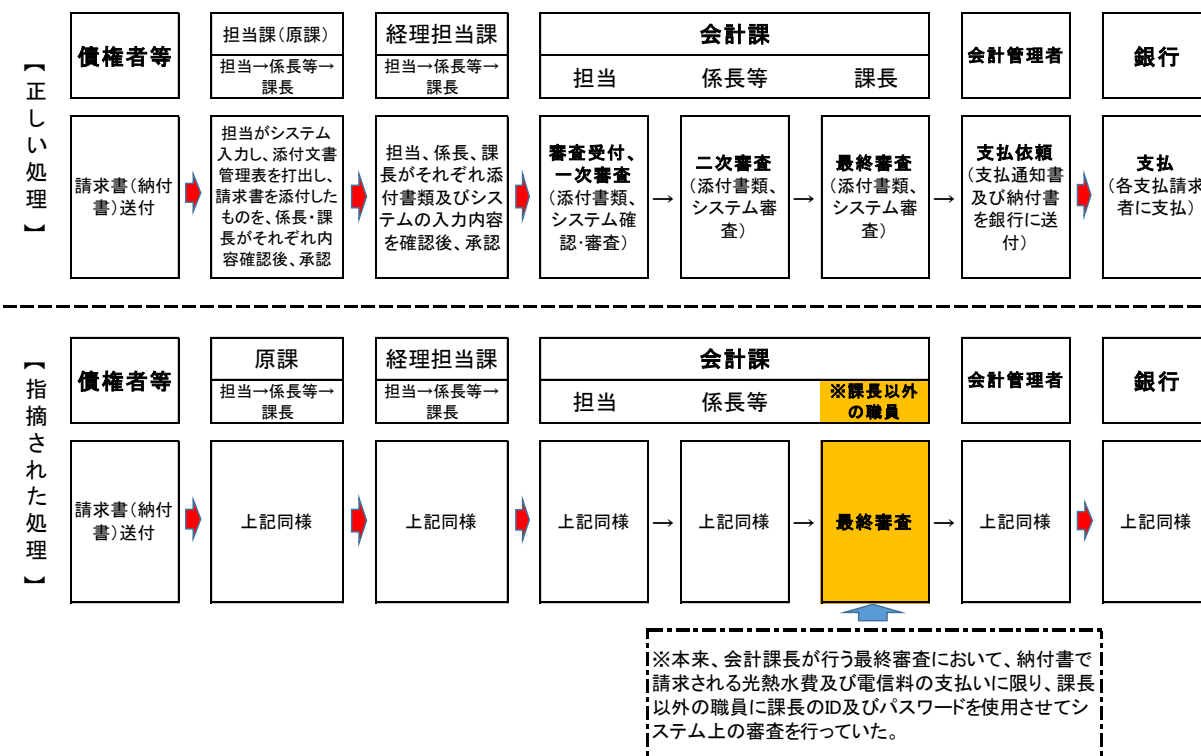
(2) 会計事務の流れ

市の予算執行（支出）の事務については、地方自治法及び鎌倉市財務規則に沿って行っています。

市が公金を支出するためには、まず、支出の原因となるべき契約その他の行為（これを「支出負担行為」といいます。）を行い、この支出負担行為に基づき、債務が確定した後に市長が会計管理者に対し債権者に支出するよう命令（これを「支出命令」といいます。）します。会計管理者は、市長からの支出命令がなければ、支出をすることはできず、市長からの支出命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認した上でなければ、支出できないことが地方自治法第 232 条の 4 で規定されています。

本市の場合、支出負担行為及び支出命令は、平成 26 年度に現行の財務会計システムを導入し、電子決裁で行っています。

請求書（納付書）による支払手続きの流れ



(3) 会計課における財務会計システムの仕組み

財務会計システムにおける会計課の審査事務は、支出金額や内容のチェックのみを行うもので、内容に誤りがあった場合は、起案した担当課でなければ修正や変更を行うことができない仕組みとなっています。

そのため、今回問題となった処理の過程で、会計課の職員が支出等のデータを改ざんすることはできません。

3 内部調査について

(1) 内部調査の概要

事案判明後、各検証専門員に速やかに事案の概要を報告し、検証専門員の助言を得ながら、不適切な事務処理に関する調査部会が会計管理者及び会計課職員からの聞き取りを中心とした調査を実施しました。

検証専門員から、今回の事案は現行の財務会計システムの決裁処理に関するものであり、聞き取り対象者を現行の財務会計システムが導入された平成 26 年度以降に会計課に所属していた職員とし、不適切な事務処理の具体的な内容及び開始時期、事案の発生原因、財務会計システムと同様の ID とパスワードを利用してログインが可能な「文書管理システム」、「庶務事務システム」において不正ログイン及び不正処理を行っていないか、再発防止策を検討しているか等について聞き取るよう助言を得ました。

ア 聞き取り調査

検証専門員からいただいた助言を基に、平成 26 年度以降、会計課に在籍した職員及び在籍する職員計 14 名に聞き取り調査を行いました。

なお、主な聞き取り項目及びそれに対する供述は次のとおりです。（「」で囲んだ部分は、職員により供述内容がわかれたものです。）

[会計管理者] A：前々会計管理者 B：前会計管理者

(ア) 今回の問題について、実際に部下に決裁処理を代行させていたのか。

⇒ 代行させていた。

(イ) いつから決裁処理を代行させ、また、その理由は何か。

⇒ A「平成 26 年度から新たな財務会計システムが導入されたが、システムの画面展開が遅いことがきっかけで、平成 26 年度後半から代行させていた。」

B「平成 27 年 4 月から（異動してすぐ）。」

(ウ) 具体的に、何の処理を代行させていたのか。

⇒ 光熱水費及び電信料の決裁処理について、システム上の処理を部下に代行させていた。

- (エ) 誰に、どのような指示を行ったのか。
⇒ 審査業務にかかわる職員の一部に光熱水費及び電信料の決裁処理を依頼していた。
- (オ) 部下に決裁処理を代行させていた件数は、把握しているか。
⇒ 年間 3,200 から 3,500 件。
- (カ) 部下には、ログイン I D やパスワードを教えたのか。
⇒ 自身の I D、パスワードを書いた付箋を審査業務にかかわる職員の一部に渡していた。
- (キ) 自身のパスワードが第三者に不正に利用されて、文書システム及び庶務事務システムを操作されていないか。
⇒ A 「それを悪用するということは初めから考えていないため、悪用された形跡がないかという見方はしていない。」
B 「部下は不正ログインするような人ではないと信じている。初めから悪用されると考えていないため、確認していない。」
- (ク) 会計管理者が部下に決裁させていたことによって考えられる実害、リスクはあるか。
⇒ 実害はない。財務会計システム上、審査の段階で支出額や支出先を変更することはできないため、リスクもない。
- (ケ) 会計管理者の業務量は、これまでに経験してきた他の業務と比較して、多いのか。
⇒ 決裁件数が圧倒的に多い、年間数万件の処理が必要である。
- (コ) 今回の問題について改善措置は検討したのか。
⇒ 議会に指摘される前から、システム開発元への機能改善の要求や、経理担当課から会計課への書類提出期限の前倒しの検討、納付書払いに関する事務の方法の変更等の検討をしていた。

[会計管理者以外の職員]

- (ア) 今回の問題について議会で判明する前から承知していたか。
⇒ 審査業務にかかわる職員は承知していた。他の職員は知らなかった。
- (イ) 今回の問題を承知している場合、いつから知っているか。
⇒ 「平成 26 年 12 月頃から知っていた。」「なんとなく前から知っていた。」「今回の議会の一般質問で初めて知った。」
- (ウ) 問題になっている決裁処理の代行を指示されたか。
⇒ 審査業務にかかわる職員の一部が指示された。その他の職員は指示されていない。
- (エ) 問題になっている決裁処理の代行を指示された場合、誰から、どのように指示されたのか、パスワード等を教えられたか。
⇒ 会計管理者から I D とパスワードを書いた付箋を渡された。

- (オ) 問題になっている決裁処理の代行を指示された場合、指示の頻度は。
⇒ 「具体的な頻度は覚えていない。」「繁忙期は頻繁にあった。」
- (カ) 問題の件について、どのような処理を行うよう、指示されたのか。
⇒ 光熱水費等で納付書払いの決裁処理に限定して指示があった。
- (キ) 問題の件について、いつ頃から指示があったのか。
⇒ 「現行の財務会計システム導入後しばらくしてから。」「平成 26 年 12 月頃から。」
- (ク) 誰がその指示を受けていたか。
⇒ 審査業務にかかわる職員の一部。
- (ケ) 指示された代行決裁処理で行うことになった件数は、どのくらいか。
⇒ 「わからない」「100 件くらい／週」「300 から 500 件／月」等
- (コ) 本来の審査事務の流れはどのようなものか。
⇒ 担当課が起案した支出命令書が各部の経理担当課で決裁された後、会計課に回ってくる。会計課の審査担当が、回ってきた支出命令書の受付処理を行い、審査処理を行う。その後審査を担当する係長が審査処理の確認を行った後、会計管理者が決裁を行う。
- (サ) 問題の件の指示について疑問には思わなかったか。
⇒ 「疑問に思ったが、システムの処理に時間がかかるようになり、処理の締切もあったため、上司からの指示を受けた。」「システムの処理時間が長く、会計課の審査で支出額の変更はできないこともあり、支出額が確定している光熱水費だから、よくないことという認識はあったが、仕方がないと思った。」
- (シ) 会計管理者から教えられたパスワードを、さらに他の職員に教えたことはあるか。
⇒ ない。
- (ス) 会計管理者のパスワードを使用して、文書システムや庶務事務システムを使用したことはないか。
⇒ ない。
- (セ) 会計管理者が部下に決裁させていたことによって考えられる実害、リスクはあるか。
⇒ 会計課の審査担当は、財務会計システムにおいて、審査しかできず、支出額や支出内容を変更することはできないため、実害もリスクもない。
- (ソ) 今後、課全体として、どのように改めていくのか。また、その中で、自分が果たすべき役割は何か。
⇒ 規則改正を含めた決裁権者の見直し、問題となった納付書払いの事務の外部サービス利用等を検討する。

イ 各システムの利用調査

会計管理者以外の職員が電子決裁を行っていたことについて、各職員の供述の裏づけ、また、その他不正なログイン等がなかったか、財務会計システムのアクセスログを中心に調査しました。

調査の結果、財務会計システムのアクセスログから、会計管理者のIDとパスワードが、同じ時間に会計管理者だけではなく、部下の端末でも使用されていたことを確認しました。他方で、文書管理システム及び庶務事務システムのアクセスログからは、会計管理者のIDとパスワードが部下の端末で利用された形跡はありませんでした。

(2) 内部調査により判明した事実

聴き取り調査の結果、現行の財務会計システム導入後の平成26年度以降、歴代の会計管理者2名が自己のIDとパスワードを、審査事務（※3）を担う部下に教え、光熱水費等の納付書による支払い（※4）を行う事務に限定して、決裁をさせていたことが判明しました。システムのアクセスログからも、会計管理者のIDとパスワードが、同じ時間に会計管理者だけではなく、部下の端末でも使用されていたことを確認しました。

会計管理者は、庁内の全ての支払いの決裁を行っており、決裁件数が非常に多い上、現行の財務会計システム導入後は、従来のシステムより1件あたりの処理時間が増加しました。特に処理に時間がかかる光熱水費等の納付書による支払い事務は、契約書や完了届などの支出命令書の添付資料の確認を必要とせず、形式的な審査で足りること、実際の支払い処理は財務会計システムとは連動しておらず、納付書を元に金融機関が行っていたことから、不適切な事務処理であるという認識がありながらも決裁代行による実害はないと考え、この納付書払いの事務に限定し、決裁代行による処理を行っていたものです。

なお、この不適切な決裁処理を行っていた納付書による支払いについてシステム上の確認を行ったところ、平成26、27、28年度の処理件数等は次のとおりでした。

- 平成26年度 納付書払い3,609件（総処理件数45,647件）全体の7.9%
納付書による支出額802,785,142円（総支出額103,023,008,640円）
- 平成27年度 納付書払い3,632件（総処理件数45,669件）全体の8%
納付書による支出額769,375,560円（総支出額105,965,870,219円）
- 平成28年度 納付書払い3,505件（総処理件数46,364件）全体の7.6%
納付書による支出額694,318,149円（総支出額109,678,179,850円）

一方で、会計課では、今回の事案が明らかになる前から業務負担軽減のために、システム事業者に対して処理時間の短縮を依頼したり、経理担当課から会計課への書類提出期限の前倒しを検討したり、納付書払いの事務について公共料金の支払いを自動引落としにするサービスの利用を検討していたことも明らか

になりました。

納付書による支払い以外については、会計管理者が規則どおりの決裁処理を行っているとの供述であり、部下もその処理を指示されたことはないとの供述で一致しています。

また、本事案が決裁行為に結びつき、自己のIDとパスワードを他人に利用させていたことは鎌倉市情報セキュリティポリシーに違反していたことから、他の部署でも同様の違反がないか「ID・パスワードの利用に関する実態調査」を行いました。

※3 審査事務

地方自治法第232条の4第2項では「会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。」と規定されています。審査事務とは、当該規定に基づき、普通地方公共団体の長からあった支出命令の確認事務を行うことを指し、本市では、会計管理者を除くと、再任用職員・事務補助嘱託職員を含めた4名の職員が当該事務を担っています。

※4 納付書による支払い

平成25年度までは紙で決裁処理を行っていたため、書面で支出額及び支出先（債権者）等を確認し、押印するという手順を踏んでいました。

平成26年度の財務会計システム導入後は、全てパソコンの画面上で内容を確認し、アイコンをクリックすることで決裁するように変更しました。光熱水費等の納付書による支払いは、決裁処理において紙の請求書を添付することとなっており、システム操作上、4桁の添付文書管理番号を入力し、画面が展開した後に決裁が完了する仕組みとなっています。システム導入当初は、添付文書管理番号入力後、決裁完了の画面に展開するまでに5分近く要していたため、システム事業者に機能改善を求めた結果、改善が図られましたが、それでも1分近く要しており、システム導入前の押印にかかる数秒と比較すると、多くの時間を決裁処理に要しています。

(3) 事案判明後の措置

事案判明後、問題の処理を直ちに中止し、即日会計管理者のパスワードを変更するとともに、平成29年7月1日付けで事案の当事者である会計管理者の人事異動を行いました。

4 検証専門員による所見及び発生原因の考察

(1) 検証専門員による所見

検証専門員による関係職員の供述内容の検証及び事案に対する所見は、次のとおりです。

- 多くの職員が、「システム導入に伴う作業量増大という事情があったこと」、「光熱水費は納付書支払いゆえ支出に誤りは生じないこと等の事情を踏まえ、仕方のないことであり実害もないのだから大した問題ではないと考えていたこと」について、職員の意識に問題がある。
- 職員の意識に問題はあるものの、現場の感覚では、平成 26 年度導入の新システムの作業量増大が相当の負担になっている以上、苦肉の策としてやらざるを得なかった、という感覚であったのではないかと想像される。
- パスワードを漏らした本人の個人的な不始末というレベルではなく、システム導入に伴い、業務の実態とルールや規則に乖離が生まれたことが根本にあるといえ、組織的な問題であったのではないかと、という視点を軽視することはできない。
- 鎌倉市情報セキュリティポリシーに違反しているが、会計課職員の供述内容から推測すると、そもそもセキュリティポリシーの職員への周知が徹底されていないように感じることから、周知の強化が必要である。また、職員がセキュリティポリシーを理解していないならば、理解度を定期的に測るべきである。
- 本来ならば、自浄作用として発揮されるべき内部通報制度が活用されずに、市議会において本事案が明らかになった事実を鑑みると、内部通報制度のより一層の周知徹底や、職場内で職員が問題や課題を互いに指摘し合える組織風土づくりが必要である。
- 職員の供述から、規則を遵守することによって、事務効率が著しく損なわれるという実態が明らかになっていることから、事務手続きの実態に合わせた規則改正が必要であると考えられる。

(2) 発生原因の考察

本市において、会計管理者は会計課長を兼務しており、金額の多少にかかわらず、年間約 46,000 件の支払いの決裁を一人で行っています。決裁は、現行の財務会計システム導入前は紙に押印して行っていましたが、現行システム導入後は、全てパソコンの画面上で内容を確認し、アイコンをクリックすることで行うよう変更しました。その中でも光熱水費等の納付書による支払いは、決裁

処理において紙の請求書を添付することとなっており、システム操作上、通常の支払いの操作に加えて、4桁の添付文書管理番号を入力し、画面が展開した後に決裁が完了する仕組みとなっています。現行システム導入当初は、添付文書管理番号入力後、決裁完了の画面に展開するまでに1件あたり5分近く要しており、システム事業者に機能改善を求めた結果、処理時間は約1分に短縮したものの、以前の押印にかかる数秒と比較すると、多くの時間を要しています。このような背景から、支払いを遅滞なく行うことを目的に納付書払いに限定し、決裁権限のない職員に決裁処理を行わせる事態となりました。

会計課の処理においては、システム上、不正支出等につながる操作ができないことから、実害が生じることがないため、当事者内では、「これくらいなら大丈夫」、「支払いを間に合わせるためには止むを得ない」と考え、事務決裁の規程や情報セキュリティポリシーに違反するとの認識を持ちながらも、不適切な事務処理を行うに至ったものです。

また、業務の実態とシステムや関連規則に乖離があり、実態に合わせた規則等の改正を具体的に進めていなかったことも事案発生の原因であると考えています。

5 再発防止策について

不適切な事務処理を行っていた納付書払いの事務については、処理にかかる時間を短縮するために、公共料金の支払いを自動引落としにするサービスの導入に向けて具体的に準備を進めており、早ければ平成30年度中に導入できる見込みです。

本事案は、会計課で起きた問題ではありますが、業務負担の重さが根本にあることや、業務の実態とルールや規則が乖離しているということ、ルールや規則の周知が徹底されていないこと、さらには不適切な事務処理を疑問に思わない職員の意識にも問題があるとの指摘を検証専門員から受けており、全庁的に起こり得る問題であることから、業務負担の見直しやルールや規則の改正、組織風土の改善を含め、次のとおり、全庁的な再発防止策を進めていきます。

(1) 鎌倉市会計管理者の事務決裁等に関する規程の一部改正

会計課長（会計管理者を兼務）の業務負担を軽減するため、会計課長の専決事項の一部、具体的には光熱水費及び電信料のうち納付書による支払いについて、会計課所属職員に専決させることができるよう、鎌倉市会計管理者の事務決裁等に関する規程を一部改正しました。この改正により業務の実態と規程の乖離を解消することで、本事案の再発防止を図ります。

(2) コンプライアンス推進委員会での全庁的な改善策の検討

本事案が発生した要因を組織の体質の問題と捉え、コンプライアンス推進委員会において、再発防止の仕組みづくりや職員の意識改革について議論します。具体的には、業務量の適正化、市の事務執行に当たり守るべきルールが多くあ

る中で、これまでもルールや規則を周知しているところですが、結果としてそれらが徹底されていないことから、今後の周知徹底をどのようにするのか、また、現場の実務に沿ったルールづくりをどのように進めるか等、本調査結果から浮き彫りとなった課題について議論を重ね、全庁的な再発防止のための対策を打ち出してまいります。

(3) その他

他者による端末の不正使用防止や、鎌倉市情報セキュリティポリシーの周知強化等のため「ID・パスワードの利用に関する実態調査結果書」にあるとおり、別途対策を順次講じてまいります。

6 本調査のまとめ

(1) 本調査のまとめ

今回の問題は、会計管理者が支出審査、資金の準備、金融機関との調整、出納検査等の重要な職務を担う中、現行システムの導入により、納付書払いの支出の決裁に多くの時間を割かざるを得ない状況になったことに端を発したものでした。

会計管理者は、鎌倉市会計管理者の事務決裁等に関する規程や鎌倉市情報セキュリティポリシーに違反する行為であることを認識しながらも、部下に指示して行っていたもので、その責任は決して軽いものではありません。

一方、今回問題になった事務は、支出の決裁のうち、光熱水費等の納付書払いの形式的な審査事務に限定して行われており、システム上、この事務の過程で公金の不正支出はできない仕組みであることを確認しています。

また、システム上で生じる弊害対策や鎌倉市情報セキュリティポリシーに対する職員の認識不足等、組織的な対応が必要な課題が明らかになりました。

(2) 職員の処分

これまでの調査結果を踏まえ、平成29年8月25日付けで、現行の財務会計システム導入後の歴代会計管理者2名を対象に、その処分について鎌倉市職員考査委員会へ諮問しました。その後、8月31日に委員会が開催され、9月5日付けで、「形式的に見れば権限のない者に決裁を委ねたという謗(そし)りを免れないものではあるが、管理職1名体制で、決裁処理件数が膨大な数となり、決裁処理に多くの時間を割かざるを得ないという困難な状況のもとで、資金の準備、銀行との調整、出納検査に関する事項など重要な職責を全うするという目的のため、納付書による支出に限定して部下に決裁を委ねる判断をしたことは、審査不十分の弊害を生じにくい方法を選択したものであり、懲戒処分を科すのは相当ではない」、「将来に向けて情報アクセスに関する注意を喚起するため、行政措置をとる必要がある」との答申を得たことから、9月12日付けで、2名に対し、訓戒を行いました。

資料編

1 不適切な事務処理に関する調査委員会の概要

不適切な事務処理に関する調査委員会の概要は、次のとおりです。

(1) 設置の目的

不適切な事務処理が行われた原因の究明と改善を図るため。

(2) 本事案に関する調査委員会の構成

ア 委員長

市長

イ 副委員長

副市長

ウ 委員

経営企画部長、総務部長、会計管理者、教育部長及び消防長

(3) 委員会の取り組む事項

不適切な事務処理が行われた原因の究明と改善を図るための事項について所掌し、個別の課題等の検証については、不適切事務処理調査部会を設置し取り組む。

(4) 本事案に関する調査部会の構成

ア 部会長

総務課担当課長（コンプライアンス推進担当）

イ 部会員

行革推進課長、情報推進課長、総務課担当課長（総務担当・法制担当・コンプライアンス推進担当の各担当課長）、財政課長、職員課担当課長（人事研修担当）

2 本事案に関連する法令等

(1) 地方自治法

（会計管理者の設置）

第六十八条 普通地方公共団体に会計管理者一人を置く。

② 会計管理者は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長が命ずる。

（会計管理者の職務権限）

第七十条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

② 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。
- 二 小切手を振り出すこと。
- 三 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管を行うこと。
- 四 物品（基金に属する動産を含む。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）を行うこと。
- 五 現金及び財産の記録管理を行うこと。
- 六 支出負担行為に関する確認を行うこと。
- 七 決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること。

③ 普通地方公共団体の長は、会計管理者に事故がある場合において必要があるときは、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員にその事務を代理させることができる。

（出納員その他の会計職員）

第一百七十一条 会計管理者の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。

② 出納員その他の会計職員は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

③ 出納員は、会計管理者の命を受けて現金の出納（小切手の振出しを含む。）若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

④ 普通地方公共団体の長は、会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

⑤ 普通地方公共団体の長は、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。

（支出の方法）

第二百三十二条の四 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

(2) 鎌倉市財務規則

(支出命令書の作成)

第 74 条 課長等は、歳出金を支出しようとするときは、支出負担行為に基づき、財務会計システムの支出命令処理（これにより難いときは、支出命令書（第 35 号様式））により、市長の決裁を受けなければならない。

(債務確認)

第 76 条 支出命令処理等の債務確認は、主管の課長等が行う。ただし、定例軽易なもの又は前条第 1 項各号に規定する書類その他により債務が明らかなものは、経理担当課長等がこれを行うことができる。

(会計管理者への送付)

第 77 条 経理担当課長等は、支出命令処理等の決裁があったときは、直ちに会計管理者に通知しなければならない。

(支出負担行為の審査)

第 78 条 会計管理者は、前条の規定による通知があったときは、当該支出に係る支出負担行為についておおむね次の事項を審査し、当該支出及び支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認しなければならない。

- (1) 歳出の年度所属区分及び支出科目に誤りがないか。
- (2) 金額の算定に誤りがないか。
- (3) 契約締結方法等又は支出の方法は適法であるか。
- (4) 支払時期が到来しているか。
- (5) 特に認められたもののほか、翌年度にわたることはないか。
- (6) その他法令等に違反しないか。

【2 項以下略】

(会計管理者による支出)

第 79 条 会計管理者は、支出命令処理等及び戻出命令処理による支出が適正であることを確認したときは、指定金融機関を支払人とする小切手を振り出し、若しくは支払通知書を指定金融機関に送付して現金で支払わせ、又は自ら現金で支払うものとする。

【2 項以下略】

(3) 鎌倉市会計管理者の事務決裁等に関する規程（平成 29 年 11 月 14 日改正前）

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 会計管理者、会計管理者の事務を代理する者又は専決権限を有する者（以下「決裁責任者」という。）が、その権限に属する事務処理につき、最終的に意思決定を行うことをいう。

(2) 代決 決裁責任者が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で一時当該決裁責任者に代わって決裁することをいう。

【3号略】

(代決)

第3条 会計管理者が不在のときは、あらかじめその処理について指示を受けた事項に限り、会計課長が代決することができる。

2 会計課長が不在のときは、急施を要する事項又はあらかじめその処理について指示を受けた事項に限り、あらかじめ会計課長が指名する担当係長が代決することができる。この場合において、会計課に課長代理が置かれているときは課長代理が、課長補佐が置かれているときはあらかじめ会計課長が指名する課長補佐が代決する。

(事務を代理する場合)

第6条 法第170条第3項に規定する会計管理者の事務を代理させる必要があるときは、次に掲げるときとする。

(1) 会計管理者が出張、休暇等の事由によりその事務を行うことができないとき。

(2) 会計管理者が休職又は停職を命ぜられたとき。

(事務代理者)

第7条 法第170条第3項の規定により会計管理者の事務を代理させる職員及びその順序は、次の各号の順序とする。

(1) 会計課長である職員

(2) 納税課長である職員

(3) 市民税課長である職員

(4) 鎌倉市情報セキュリティポリシー

5 人的セキュリティ

(4) ID及びパスワード等の管理

ア IDの取扱い

職員は、自己の管理するIDに関し、次の事項を遵守しなければならない。

(ア) 自己が利用しているIDは、他人に利用させないこと。

(イ) 共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者以外に利用させないこと。

イ パスワードの取扱い

職員は、自己の管理するパスワードに関し、次の事項を遵守しなければならない。

(ア) パスワードは、他者に知られないように管理すること。

(イ) パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないこと。

3 鎌倉市会計管理者の事務決裁等に関する規程 新旧対照表

鎌倉市会計管理者の事務決裁等に関する規程の一部を改正する庁達新旧対照表

改正前	改正後
<p>○鎌倉市会計管理者の事務決裁等に関する規程 平成19年3月30日庁達第7号</p> <p>【省略】 (専決)</p> <p>第5条 会計課長の専決事項は、次に定めるとおりとする。ただし、重要又は異例と認められるものは、会計管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 鎌倉市財務規則（平成7年3月規則第34号。以下「規則」という。）別表第3において支出負担行為として整理する時期が支出決定のときと定める経費（以下「兼命令経費」という。）の支出負担行為の確認、支出命令書の審査及び支出の決定（以下「支出審査等」という。）についての事項</p> <p>(2) 兼命令経費以外で1件100万円以下の経費の支出審査等についての事項</p> <p>(3) 特例支出の精算及び確認についての事項</p> <p>(4) 規則第32条第3項に規定する更正伺書についての事項</p> <p>(5) 基金現金及び歳入歳出外現金の払出しについての事項</p> <p>(6) 調定通知書についての事項</p>	<p>○鎌倉市会計管理者の事務決裁等に関する規程 平成19年3月30日庁達第7号</p> <p>【省略】 (専決)</p> <p>第5条 会計課長の専決事項は、次に定めるとおりとする。ただし、重要又は異例と認められるものは、会計管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 鎌倉市財務規則（平成7年3月規則第34号。以下「規則」という。）別表第3において支出負担行為として整理する時期が支出決定のときと定める経費（以下「兼命令経費」という。）の支出負担行為の確認、支出命令書の審査及び支出の決定（以下「支出審査等」という。）についての事項</p> <p>(2) 兼命令経費以外で1件100万円以下の経費の支出審査等についての事項</p> <p>(3) 特例支出の精算及び確認についての事項</p> <p>(4) 規則第32条第3項に規定する更正伺書についての事項</p> <p>(5) 基金現金及び歳入歳出外現金の払出しについての事項</p> <p>(6) 調定通知書についての事項</p> <p><u>(専決事項の移譲)</u></p> <p><u>第6条 会計課長は、前条に規定する専決事項の一部について、事務管理主管課を経て別に定める部長に合議し、会計管理者及び市長の承認を得て、会計課の所属職員に専決させることができる。</u></p>

改正前	改正後
<p>(事務を代理する場合)</p> <p>第6条 法第170条第3項に規定する会計管理者の事務を代理させる必要があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) 会計管理者が出張、休暇等の事由によりその事務を行うことができないとき。</p> <p>(2) 会計管理者が休職又は停職を命ぜられたとき。</p> <p>(事務代理者)</p> <p>第7条 法第170条第3項の規定により会計管理者の事務を代理させる職員及びその順序は、次の各号の順序とする。</p> <p>(1) 会計課長である職員</p> <p>(2) 納税課長である職員</p> <p>(3) 市民税課長である職員</p>	<p>(事務を代理する場合)</p> <p>第7条 法第170条第3項に規定する会計管理者の事務を代理させる必要があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1) 会計管理者が出張、休暇等の事由によりその事務を行うことができないとき。</p> <p>(2) 会計管理者が休職又は停職を命ぜられたとき。</p> <p>(事務代理者)</p> <p>第8条 法第170条第3項の規定により会計管理者の事務を代理させる職員及びその順序は、次の各号の順序とする。</p> <p>(1) 会計課長である職員</p> <p>(2) 納税課長である職員</p> <p>(3) 市民税課長である職員</p>